

○

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（令和二年内閣府令第九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
<p>（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p>	<p>（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）</p>
<p>第二条　〔略〕</p>	<p>第二条　〔略〕</p>
<p>〔2～4</p>	<p>〔2～4</p>
<p>5　貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表について、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額を注記しなければならない。</p>	<p>5　貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当分の間、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の貸借対照表計上額を注記しなければならない。</p>
<p>6　金融商品取引法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投</p>	<p>6　金融商品取引法（以下「法」という。）第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品（以下「投資信託等」という。）については、第一項の規定にかかわらず、令和四年</p>

四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表について、新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該投資信託等の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7||

投資信託等について、財務諸表に初めて新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合には、当該財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいい、同号（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

〔項を加える。〕

8|| 投資信託等について、令和四年四月一日前に開始する事業年度に係る財務諸表に初めて新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合（投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、時価の算定に係る会計処理を事業年度末に係る財務諸表から適用する場合に限る。）には、同号ニ(2)に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合は、翌事業年度の財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいい、同号ニ(2)（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

〔項を加える。〕

一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の貸借対照表計上額を注記しなければならない。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 〔略〕

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 〔同上〕

〔2〕  
4 略

5 中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができ。この場合には、その旨及び当該出資の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

〔2〕4 同上

5 中間貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当分の間、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6  
投資信託等については、第一項の規定にかかるらず、令和四年四月一日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の中間貸借対照表計上額を注記しなければならない。

〔項を加える。〕

7  
投資信託等について、中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合（投資信託等について、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合を除く。）には、

三の二において準用する同号（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

8||

投資信託等について、中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合であって、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合（同号ニ(2)（投資信託等に係るものに限る。）に掲げる事項の記載を省略している場合に限る。）には、当該中間財務諸表に含まれる比較情報（新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいい、新中間財務諸表等規則第五条の三の二において準用する同号ニ(2)（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

〔項を加える。〕

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期財務諸表等規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間及び四半期会計期間（以下「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半

第四条 第三条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期財務諸表等規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間及び四半期会計期間（以下この項において「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半

いては、新四半期財務諸表等規則の規定を適用することができる。

〔2～4 略〕

5 四半期貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表について、新四半期財務諸表等規則第八条の二第一項に規定する事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 投資信託等については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表について、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該投資信託等の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7|| 投資信託等について、四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項各号に掲げる事項を記載する場合（投資信託等について、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合を除く。）には、当該四半期財務諸表に含まれる比較情報（新四半期財務諸表等規則第四条の三に規定する比較情報をいい、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項（投資信託等に係るものに限る。）に

期財務諸表については、新四半期財務諸表等規則の規定を適用することができる。

〔2～4 同上〕

5 四半期貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当分の間、新四半期財務諸表等規則第八条の二第一項に規定する事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。

〔項を加える。〕

係るものに限る。）について記載することを要しない。

8||

投資信託等について、四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項各号に掲げる事項を記載することとなる場合であつて、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載していない場合には、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項各号（投資信託等に係るものに限る。）に掲げる事項について記載することを要しない。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 「略」

〔2～4 略〕

5 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 投資信託等については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該投資信

「項を加える。」

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 「同上」

〔2～4 同上〕

5 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当分の間、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項の記載を

託等の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7|| 投資信託等について、連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合には、

当該連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報をいい、同号（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

8|| 投資信託等について、令和四年四月一日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合（投資信託等について

、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、時価の算定に係る会計処理を連結会計年度末に係る連結財務諸表から適用する場合に限る。）には、同号ニ(2)に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報をいい、同号ニ(2)（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 【略】

〔2～4 略〕

5 中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他こ

省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。  
〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 【同上】

〔2～4 同上〕

5 中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他こ

れに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について、新中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6| 投資信託等については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について、新中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該投資信託等の中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

〔項を加える。〕

7| 投資信託等について、中間連結財務諸表に初めて新中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五条の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合（投資信託等について、直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合を除く。）には、当該中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新中間連結財務諸表規則第四条の二に規定する比較情報をいい、新中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する同号（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載する

れに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当分の間、新中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五条の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の中間連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

ことを見ない。

8||

投資信託等について、中間連結財務諸表に初めて新中間連結財務

諸表規則第十五条の二において準用する新連結財務諸表規則第十五

条の五の二第一項第三号に掲げる事項を記載する場合であつて、直

前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第十五

条の五の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合（同号二

（2）（投資信託等に係るものに限る。）に掲げる事項の記載を省略し

ている場合に限る。）には、当該中間連結財務諸表に含まれる比較

情報（新中間連結財務諸表規則第十五条の二において準用する同号二

（2）（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）につい

て記載することを要しない。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一  
部改正に伴う経過措置）

第七条 第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様  
式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新四半期連結  
財務諸表規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始  
する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計  
期間（以下「四半期連結累計期間等」という。）に係る四半期連結  
財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する  
四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表については、なお  
従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する連結会

〔項を加える。〕

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一  
部改正に伴う経過措置）

第七条 第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様  
式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新四半期連結  
財務諸表規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始  
する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計  
期間（以下この項において「四半期連結累計期間等」という。）に  
係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会  
計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表に  
ついては、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に

計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表については、新四半期連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

〔2～4 略〕

5 四半期連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項の規定にかかるわらず、令和四年四月一日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表について、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の四半期連結貸借対照表計上額を記しなければならない。

6 投資信託等については、第一項の規定にかかるわらず、令和四年四月一日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表について、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第三項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該投資信託等の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7|| 投資信託等について、四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第三項各号に掲げる事項を記載する場合（投資信託等について、直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第十五条の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合を除く。）には、当該四半期連結財務諸表に含ま

開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表については、新四半期連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

〔2～4 同上〕

5 四半期連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当分の間、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第三項に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

〔項を加える。〕

7|| 投資信託等について、四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第三項各号に掲げる事項を記載する場合（投資信託等について、直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第十五条の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合を除く。）には、当該四半期連結財務諸表に含ま

れる比較情報（新四半期連結財務諸表規則第五条の三に規定する比較情報をいい、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第三項（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

8|| 投資信託等について、四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第三項各号に掲げる事項を記載することとなる場合であつて、直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項を記載していない場合には、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第三項各号（投資信託等に係るものに限る。）に掲げる事項について記載することを要しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔項を加える。  
〕